

令和7年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和7年4月3日（木））

報告事項：「福岡県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定」について

こども福祉課：（報告事項の説明）

安部会長：この改正は一時保護専用施設にも適用されるのか？

こども福祉課：適用されない。あくまでこの条例は一時保護施設の取扱いである。一時保護ガイドラインでは、こどもの直接処遇に関わる分についてはこの基準に沿ってとなっているが、縛れるものではない。一時保護施設以外の一時保護する場所については国の審議会で検討中である。

安部会長：一時保護施設の設備運営基準は、一時保護専用施設も想定されているのではないのか。

こども福祉課：児童福祉法12条の4で定める一時保護施設の基準になっているため、あくまで「児童相談所における一時保護する施設」を指す。

松崎副会長：2歳に満たない幼児も一時保護施設でみることができるのか。

こども福祉課：実際は乳児院などに委託することになると思うが、基準上は預かることができるようにする必要はある。

松崎副会長：職員の配置数などが変わってくるのではないか。

こども福祉課：国の基準では、預かっている児童に対して常に基準を満たしていないといけないとはなっていない。本県では、3歳を超える児童がほとんどであるため、3歳を超える児童を基準とした配置となると思われる。

安部会長：よろしいか。

各委員：はい。